

第6回香南市農業委員会議事録（令和3年6月）

1. 開催日時 令和3年7月2日（金） 午後1時56分から午後3時24分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（38人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番加藤 明、3番藤村和明、4番石丸典男、5番松村一恵、6番溝渕洋介、7番矢野由美子、8番横田榮介、9番野島利英、10番井澤 傳、11番門脇芳充、12番百田順一、13番岡村 彰、14番近森一夫、15番柳本 章、16番三浦輝之、17番西村政吉、18番久武恵一、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（19人）

1番乾 祐司、2番水田恭二、3番恒石 謙、4番小松正文、5番杉村敬介、6番高倉 享、7番小松英介、8番松山 好、9番宮崎誠二、10番小松達夫、11番村上信一郎、12番野嶋由慎、13番黒岩健志、14番岩川 覚、15番山本 智、16番柳本佳洋、17番末久直樹、18番河崎勝實、19番久武光顯

4. 欠席委員

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 3番藤村 和明 4番石丸 典男

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただいまから、第6回の香南市農業委員会を開催いたします。
減入り気味のコロナ禍の中、青田をわたる風が爽やかで、心なぐさめられます。
日に日に暑さも増し本格的な夏の到来も間近に感じる季節柄、皆様には十分に健康に留意されて、益々のご活躍をいただきたいと思います。お忙しい中、

ご出席ご苦勞様でございます。
最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

(開会 1 5 時 5 6 分)

事務局 本日の出席委員は 1 9 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。3 番藤村委員、4 番石丸委員を指名いたします。両委員さんよろしくをお願いします。
なお、本日も現地確認がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バスでの現地確認を自粛しましたので、よろしくお願いします。

議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により 2 4 番、2 5 番の案件について先に審議します。1 5 番委員は退席をしてください。

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 2 4 番、2 5 番を先に説明します。まず、受付番号 2 4 番の説明を致します。
申請地は香我美町上分字小野 4 1 4 0 番外 1 筆、地目は田、面積は 2,3 3 0 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 3 番農業委員さんをお願いします。

1 3 番 事務局と一緒に現地を見てきました。すでに申請の前から耕作していたようで、きれいに管理もされていますので、問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号 2 5 番の説明を致します。
申請地は香我美町口西川字タケノナカ 3 4 4 番 1、地目は畑、面積は 3 1 8 m²です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 6 番農業委員さんをお願いします。

1 6 番 問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら 3 条 2 4 番、2 5 番、採決に入ります。
2 件、許可に賛成の方は挙手願います。

- 議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。
15番委員に入室するように言ってください。
- 議長 続きまして、残りの案件につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 続きまして、受付番号21番から説明を致します。
申請地は野市町新宮字落合59番1外2筆、地目は田、面積2,237㎡です。
譲受人は議案書記載の方で、申請理由は公売です。譲受人からは公売の結果申請地の買受人に決定した書類、国税局が発行している決定通知書が提出されております。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。
- 1番 この土地の周辺を譲受人の家族が耕作しており、別に問題ありません。
- 事務局 続きまして、受付番号22番の説明を致します。
申請地は夜須町上夜須字菖蒲谷361番1、地目は畑、面積は181㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば19番農業委員さんお願いします。
- 19番 6月15日、8番推進委員と現地調査を行いました。事務局の説明どおりで問題ありません。
- 事務局 続きまして、受付番号23番の説明を致します。
申請地は野市町中ノ村字昭和田1864番、地目は田、面積は462㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。
- 2番 譲受人の家と隣接しており、事務局の説明どおりで問題ありません。
- 事務局 続きまして、受付番号26番の説明を致します。
申請地は香我美町山北字イノ尻山3476番外8筆、地目は畑、面積は1,327㎡です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。
- 13番 譲受人の土地に隣接してまして、同じ作物を耕作しており、別に問題はないと思います。

事務局

続きまして、受付番号27番の説明を致します。

申請地は香我美町岸本字イノ丸1406番、地目は畑、面積は922㎡です。譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。譲受人の経営農地の中で、令和2年10月2日に3条許可を受けている香我美町岸本字イノ丸1341番について、現在ハウス用の資材が置かれていおりますが、譲受人に確認したところ、ハウスを建築し、にらを栽培するとのこと。なお、譲受人にはできるだけ速やかにハウスを建てること、資材置き場として利用することがないよう事務局から伝えています。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番

申請の土地には、既に中古のハウスが建っており、問題はありません。事務局が言ったように昨年購入した土地は栽培する気配がなく、ハウスの資材が仮置きされており、前回の申請は建設業となっており、ハウスの解体と再建をしている関係上資材置き場がいると思われます。現在もよい農地ではないのに、置いていると言う事は、そこしか置くところがない。事務局にも建てるとは言ってきたが、1反全部建てる可能性が低いのではないかと、ある程度の面積残してやるのではないかと思いますので、様子を見たいと思います。以前見えないところに不法投棄もあった。私としては保留にしたい。

議長

事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

17番

27番の譲受人は吉川でも買っているが、古い資材を置いている。聞いたらニラををすると言う事だが、道具も持っていない。ハウスの古いものを調達して、注文があったら建てにいくという仕事をしている。本当にニラをするのでしょうか。

11番

今回の土地に関してはすると思います。すぐ上にニラを作っているハウスもあります。

17番

吉川は議案に出てきてないが、以前にも吉川で芋を作ると言って買い、畑の中に道を作って耕作していないところもあります。他にも吉川と野市の境のところでも一回耕作して放置しているところもあります。買ったなら耕作してもらわなければならない。そこも隣地から苦情が来ている。事務局には言っておくとは伝えたが、やはり買ったなら耕作してもらわないと何にもならない。

13番

この案件については、事務局も資材置き場にならないようにハウスも建ててくださいと伝え、本人も建てると言っているのです。この件については承認で良いのでは。その後で何か問題がおきれば、この場で議題、協議することになります。

17番

こういうことは一番大事であって、買うときは耕作すると言って買います。でも、あとの管理をしてくれないと、そういう例もあります。岸本も同じ人が買って手つかずになっている。その後も農業委員会に関係ないと言う事ではなく、近隣に迷惑かけないというような誓約というのは取れないか。

- 5 番 17番委員は調査書の第2項第1号の自作地、借入地で現在、耕作管理されているという部分ができていないと言う事を言ってるのですよね。
- 1 番 岸本の方は説明があったけど、吉川の分は、今言われた第2項第1号に引かかるような状況ですか。
- 17番 畑の中に道を作っている。事務局も見ているはずで文書を出してと、耕作すると言う事で売買しているのだから。
- 事務局 この方ではないのでは。
- 17番 そうだと思う。
- 4 番 5番委員が言うように、調査書7ページの第2項第1号の判断の理由は全て耕作管理されているということで、出てきているわけですけど、17番委員曰く、管理されていないというお話ですけど、実際これがどうなのかで話は違ってきます。そこはどうなのですか。
- 議長 休憩します。
(休憩14時18分)
- 議長 再開します。
(再開14時21分)
- 事務局 担当に確認しまして、思われている人が違うのかわかりませんが、申請人は吉川には土地はありません。まだ売買等されていないものについては、議論できないと思います。事務局は現在所有している土地について、ハウス資材を置いている土地は早くハウスを建ててくださいと伝えて、他についてはニラと水稻を耕作していることを確認して調査書に記載しています。
- 17番 事務局が把握していればよいが、以前出たところも耕作していない。
- 事務局 別の方ですよ。
- 17番 そういう例もあるので。
- 事務局 そういう話があったら、こちらも確認しますし、委員も気にされているので、何かあれば事務局から連絡はします。いわれている以前の案件のところは文書を出して、相手からは反応があって、色々あってまだやれていないという話があったと聞いています。
- 17番 先程から言っているところも、大型車が入るくらいの道をつけて何も耕作していない。そういう例もあるので、近所に迷惑がかからないようにしないといけないと言う事です。

議長 意見が出ておりますが、判断をしないといけないと思います。
5件一括して採決するか、分けて採決をしますか。

17番 分けて採決をしてください。

議長 ご異議ございませんか。

議長 それでは、3条21, 22, 23, 26番の採決にはいります。
3条4件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 3条27番について採決をします。

4番 調査書の内容は間違いないという判断で採決するという事でいいですか。

事務局 その判断で書いています。

議長 それでは採決にはいります。
3条27番、1件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 賛成多数で、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号27番の説明を致します。
申請地は、香我美町下分字庵免438番5、地目は田、面積は288㎡です。
位置図及び配置図は1ページから5ページ、現況写真は1ページ・2ページをご覧ください。
申請地は香南市役所香我美支所から南へ約300mに位置し、譲受人が建売住宅を建築するものです。
周囲の状況は、北は雑種地、南は宅地および雑種地、東は県道を挟み同意の無い田3342番・3338番2ですが、この田については、県道幅が約9m以上あり、営農への影響は無いと判断します。
また、西は同意の無い田444番1ですが、この田については位置図及び配置図4ページ・5ページのとおり、理由書および被害防除計画書と日影図が添付されております。ただし、5ページ下段の日影図、冬至ですけれど、それを見ると、概ね冬の午前8時から午前11時までの間、西側隣接農地の一部に日影が落ちる計算となっております。
農地の区分としては、「香南市役所香我美支所から概ね300m以内にある農地」で、第3種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、位置図および配置図2ページのとおり、敷地内西側は緩

やかな傾斜となるよう、最大で50センチの切土を行い、車両スペースおよび玄関アプローチはコンクリート敷きで整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側の現況水路となっている赤線へ排水します。雨水も生活雑排水と同様に南側の赤線、現況水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意と土地改良区の同意を得ており、現況水路となっている赤線への排水管の接続についても香南市住宅管財課より許可済みです。

また、東側県道への進入路の埋め戻し等の工事につきましては、高知県中央東土木事務所より工事施工承認済みです。

なお、先ほどご説明しましたとおり、被害防除計画として添付されている日影図を見る限り、概ね冬の午前8時から午前11時半までの間、西側隣接農地の一部に日影が落ちる計算となっています。これにつきまして、西側隣接農地への営農の影響等をご協議いただいた上で、ご審議いただきたいと思います。

補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番 事務局の説明のように写真1ページですが、隣接している同意のない田の理由書、日照図がありますが、これを見ていただいて、まず問題はないと思います。

事務局 続きまして、受付番号28番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ハノ丸79番6および79番7のそれぞれ一部、地目は畑、面積は合計1432㎡のうち876㎡です。

位置図及び配置図は6ページと7ページ、現況写真は3ページと4ページをご覧ください。

申請地は、青少年センターの北約180mに位置し、譲受人が太陽光発電事業用地とし、太陽光発電パネル288枚、およびその下にパワーコンディショナー9台を設置するものです。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、西は香南市公衆用道路を挟み同意のある畑、東・南・北は申請地の残地である譲渡人所有の畑です。なお、直接の隣地にはあたりませんが、さらに北側は同意のある畑、又さらに南側は譲受人所有の畑です。

造成は行わず、フェンスの内側には防草シートを敷き、フェンスの周囲は土のまま、2か月に1回程度の頻度で草刈りをして管理する計画です。

排水につきましては、雨水のみで、現状どおり全て自然浸透です。

また、申請地へは直接車両で進入する計画ではないため、西側の公衆用道路への通路橋設置工事等は発生しません。

補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号29番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字トノ丸1030番4、地目は田、面積は287㎡です。

位置図及び配置図は8ページと9ページ、現況写真は5ページをご覧ください。

申請地はのいち駅の西北西約600mに位置し、譲受人が取締役を務める会社用の駐車場を設置するものです。

周囲の状況は、東は赤線・青線を挟み宅地、西は香南市道を挟み宅地、南および南東は現況が宅地となっている田、北は雑種地です。

農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、東側と西側に直壁を設置して50センチ嵩上げを行い、全体をアスファルト舗装で整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は無く、雨水は申請地内南西に設置する柵で集水して西側の水路、市道側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側水路への排水については、申請地内の直壁に管を設置して排水するため、水路への新たな工事等は発生せず、工事許可等が不要である旨を香南市建設課へ確認済みです。

また、進入のための西側市道側溝へのコンクリート蓋の設置については香南市建設課より許可済みです。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 問題ないと思います。

議長 5条3件、事務局の説明が終わりましたが、27番の案件について十分な審議をいただきたいと説明がありましたので、先に審議します。補足説明があれば事務局より説明願います。

事務局 先程も説明しましたが、この案件について他の書類は整っております。西側の同意のない農地につきまして、被害防除計画として添付されている日陰図、位置図の5ページですが、冬の午前8時から11時半の間、西側隣地の一部へ日陰が落ちる計算となっておりますので、営農への影響について協議したうえで審議いただきたいと思います。

議長 説明が終わりましたが、27番の案件は西側の同意のない農地に日陰がおよぼす営農への影響について協議が必要であると思います。何か質問はございませんか。

19番推進委員 家が何軒か建つのですか。2階建てですか。

事務局 1件です。面積も過大なものではありません。平屋建てです。

14番 同意のない田は、放棄地のようにになっているが。

事務局 現状は放棄地のようにになっています。耕作している現状ではありませんが、同意のない経緯ですが、理由書で、名義人の住所にはだれも住んでいなく連絡が取れないということです。が、先月の農業委員会で3条申請があり許可を受けた土地であります。登記簿上の所有者は亡くなっており、相続財産管理人の司法書士から申請があり売買の審査をしたところです。競売で別の所有者になることは決まっているのですが、今回の申請ではわかり得ないことですので、連絡が取れない土地になっています。

1 4 番 日影図を見ましたが、隅に少しかかるだけなので、あまり耕作に影響は出ないと思います。

事務局 委員の意見はあまり影響がないということですが、日影図が添付される案件がほとんどないですが、影響がないことの根拠として添付されることが多いです。日影図の一番外が冬の8時で、そこから段々短くなる図になっています。これが営農への影響が大きい小さいかは作物にもよりますし意見はわかれるところではあると思いますが、これをもって不許可相当ということにもならないと思います。例えば農業委員会の意見として、日影については営農への影響が出る可能性があるので、十分留意することを条件に許可相当、若しくは冬のこの時間であれば影響はないという意見であれば通常のような意見ということになります。それらについて協議いただけたらと思います。

議長 他に質問はありませんか。

1 番 作物の履歴はわかりますか。

事務局 過去に何を作っていたかは、わかりません。

1 番 夏作物であれば、ほとんど影響がないと思います。

1 2 番 ここは以前、畜産の方が牧草を作っていたと記憶してます。これくらいの日影では影響が大であるとは思えません。

1 8 番 理由書にあります、被害防除計画を提出すればいいということですか。隣地の同意がなくても。

5 番 先月の3条案件で出ていたので、名前もわかっていますが。

事務局 先月の案件は議案書にも名前は出ております。申請者側にも今の段階で、こちらから伝えることもできないので、逆に、買われる方は知っておりますが、その方に転用計画があることを教えるのも、どうかという事です。登記簿上、まだ名義が変わっていないので。

1 8 番委員の質問ですが、一般的に同意がない場合、被害防除計画を提出していますが、転用申請の添付書類としては、県の運用として添付を求めているのは被害防除の計画を出しなさいと、ただし隣地の同意があれば被害防除計画はださなくても同意書で代えれますということです。被害防除計画が出されていれば、日照、通風、排水について営農には影響がないかを確認しているところです。今回その中の日照について日影図をみると少し影響が出る可能性があるので協議いただいているところです。

1 8 番 同意をもらえない場合は日影図で審議して、農業委員会の判断でよいということ。これくらいなら影響がないと農業委員会が判断したら同意がなくてもよいということ。

- 事務局 それを審議して農業委員会の意見をどう書くかという事です。
- 18番 原則、同意をもらうように言っていたが、この場合、同意がなくても農業委員会が判断して意見を書けばよいということ。
- 3番 先月3条で出ていたという事で、調査書に何を作ると書いていただろうと思ひまして。
- 事務局 調査書には水稻、果樹を栽培すると書いておりますが、この方が申請しているのが11筆ありまして、どの筆で何を作るかまではわかりませんが、水稻、果樹ということで記載されています。
- 3番 水稻、果樹を作っている人という事。調査書の下に今度作るものが出ていたと思います。
- 事務局 一番上の第2項第1号には現在、水稻、野菜、果樹、牧草を栽培とあり、申請地では水稻、果樹を栽培とあります。
- 議長 西側隣地は特定の時刻ではありますが、農地の一部に日影が落ちます。日照については営農へ全く影響がないとは言いつらいところです。
 西側隣接農地への営農に対して影響が出ないように留意することを条件に許可に同意するか、西側隣接農地への営農への影響を考慮し許可に同意しないか判断していただくという事になります。なにかご意見はございませんか。
- 17番 日照権の問題は一番厳しいのですが、作る作物によって、冬場は影響ないものもある。冬場に植える作物も限られている。ネギとかキャベツとかで、水稻なら冬場は影響ないと思うが、作るものによって大小あると思う。先程言ってたように牧草なら影響ないと思うが。
- 1番 理由書もあって、先程も出ていましたが、日影図を出してきて、ここで判断して以前にも何件かありました。アパート建築の時には位置をずらしてもらったこともあります。今回は平屋で、この面積で、被害が出る建物ではないと思います。不許可の話まで行くようなものではないと思います。
- 10番 色々意見が出ましたが、隣地が何を栽培して等、ここで、これ以上議論する必要性はないのでは、被害防除計画書が出ていますので、これを尊重して判断してはどうかと思います。
- 議長 他に質問はありませんか。
- 議長 ないようでしたら、5条27番、採決にはいります。
 5条1件条件付きで許可に同意の方は挙手願います。
- 議長 条件なしで許可に同意の方は挙手願います。

議長 条件付きで許可に同意が多数ですので、意見書をつけて、知事に送付いたします。

議長 引き続き、5条残りの案件につきまして審議します。何か質問はございませんか。

4番 27番でかまいませんか。香我美支所から概ね300m以内にある農地となっていますが支所として機能しているのか。

事務局 課は移動しましたが支所として窓口は残っていますので、この農地区分の判断となります。

4番 今後、支所機能がなくなることはありますか。職員はいないけど他の団体とかがはいっていますが。

事務局 職員は支所にはいます。

4番 香我美、夜須、吉川、赤岡の支所は機能しているということですね。

事務局 そうです。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら採決に入ります。
5条2件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。議案書は8ページをご覧ください。
受付番号21番の説明を致します。
申請地は、香我美町山北字野々内348番および399番7、地目は畑、面積は合計で515㎡です。
ここで、記載に訂正があります。申請地のうち2筆目の399番7の小字名が、1筆目の348番と同じ野々内となっておりますが、正しくは前田城です。すみませんが訂正いただきますよう、よろしくお願いいたします。
また、位置図は10ページ、現況写真は6ページですが、位置図10ページの地図内に記載しております2筆の申請地の地番表示が逆になっております。正しくは、2筆のうち、西側の土地が399番7で、東側の土地が348番です。こちらにつきましても、すみませんが訂正いただきますよう、よろしくお願いいたします。

申請地のうち348番の土地は昭和51年頃に鉄骨造の倉庫を建築、その後、軽量鉄骨造の居宅を建築して宅地となり現在に至ります。399番7の土地は平成10年頃に居宅を建築して宅地となり現在に至ります。

補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号22番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字レノ丸360番4および361番1、地目は田、面積は合計で1,573㎡です。

位置図は11ページ、現況写真は7ページをご覧ください。

申請地は平成11年頃より、近くにある野市中央病院の職員駐車場として貸して雑種地となり現在に至ります。

補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。

2番 もう20年くらい経っております。前から駐車場として使っておりますので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
非農地証明2件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第18条の規定による合意解約について受付番号13番の説明を致します。

申請地は夜須町出口字上中代248番1、地目は田、面積1,268㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は耕作者の死亡による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号14番の説明を致します。

申請地は香我美町口西川字ノトシリ904番、地目は田、面積823㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は耕作者の変更による解約です。

続きまして、受付番号15番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字蜂ノ尻234番外3筆、地目は田、面積2,212㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は耕作者の変更による解約です。

続きまして、受付番号16番の説明を致します。

申請地は夜須町上夜須字ワサダ2243番、地目は田、面積1,610㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。

新しい耕作者は未定です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

18番 14番の法人の規模とか概要がわかっていたら教えてください。

事務局 今日は資料をもっていません。

18番 株式会社とか請け負ってやる会社だと思いますが。

事務局 そういう法人ではなく、市も関係して立ち上げた法人だったと思いますが。またお知らせします。

4番 わかる範囲で説明しますと、地元と地域おこし協力隊、県外から3年間農家で研修し、独立しています。会社を立ち上げて、そういった人にあっせんしたり、加工品を販売とかしています。香南市とも関わっております。立ち上げたばかりの会社です。香南市を盛り上げる会社としてやっています。

18番 それで立ち上げた会社なら、この計画はおかしくないですか。

4番 土地を借りて、耕作する人を集めて地域活性化のために活動しています。

18番 当初10年借りるという事で契約しているのでしょうか。

事務局 法人が利用権を結んでいましたが、先程言った地域おこし協力隊をやった方が独立して、その方が借りるということで一旦解約をするということです。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について4件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定36件、中間管理事業による所有権の移転3件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について8件ご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 その他の件ですが、日程に入れておりましたが、削除します。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第6回の香南市農業委員会を終了したいと思います。
なお、次回の農業委員会は、8月4日(水)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

(閉会 15時24分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長